

火災ごみ搬入基準

筑西広域圏内（結城市、筑西市、桜川市）の火災により発生した一般廃棄物（り災ごみ）を環境センターへ搬入する際の基準を規定します。なお、搬入までの諸手続については、環境センター火災ごみ搬入手続き（り災者）をご参照願います。

前提として、消防署でり災証明書の発行を受け、結城市、桜川市は市役所の生活環境課、筑西市は市役所の環境課が現地を確認し、一般廃棄物処理手数料免除願が発行された後、環境センターと日程調整をしてからの搬入となります。

●搬入できないもの

○一部の建築資材

断熱材・保温材、便器・浴槽・洗面台などの陶器、サウナ、石膏ボードなど、瓦、石綿（アスベスト）、給排水装置、長さ3メートル以上の木材

○危険物

薬品類（農薬、毒物、殺虫剤など）、肥料、火薬、感染性廃棄物、ガスボンベ、消火器

○家電リサイクル法に該当するもの

テレビ、エアコン（室外機含む）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機

○一部の家電製品

電気温水器、天日（太陽熱温水器）、ソーラーシステム、ソーラー温水器、ボイラー、パソコン

○処理困難物

石、砂、土、泥、炭、灰、石灰、粘土、磁石、セメント、レンガ、砂利、練炭、アスファルト、車、バイク（原付自動車含む）、動力付き農機具、バッテリー、きね、うす、物干し台（コンクリート台）、液体類（ガソリン、灯油、廃油など）、ベンジン、ペンキ、燃え殻、豆炭、練炭、ピアノ、耐火金庫、ボウリングのボール、ボート、プリンター用トナー、植木（シュロの木）、木の根

○事業用に供するもの

家庭内にあっても事業（業務）用のものは搬入できません。

※上記のもの以外にも、搬入の制限やお断りをする場合があります。あらかじめご了承ください。

搬入時留意事項

- ① 鎮火から 48 時間以上経過してから搬入をお願いいたします。
- ② 受付の際、必ず罹災証明書（コピー可）及び一般廃棄物処理手数料免除願（原本）を持参してください。
- ③ 荷降ろしは、搬入者ご自身となります。
- ④ 木材を搬入の際は、他のごみを混載しないようお願いいたします。
- ⑤ ごみを袋に入れて搬入する場合は、透明袋に入れてください。
- ⑥ 可燃物、不燃物に分別して搬入してください。
- ⑦ 濡れているものは、できるだけ乾いてから搬入してください。
- ⑧ 可燃物は、大きさ 1 メートルまでのものと、それ以上のものに分けて搬入してください。
- ⑨ 不燃物に付着した炭化した可燃物や、焼け溶けたプラスチックは取り除いてから搬入してください。
- ⑩ 中身の入った缶やビンは、中身を取り除いてから搬入してください。
- ⑪ ごみの持ち込みで可燃物、不燃物のほか、小型二次電池内蔵品、1 メートル以上の木材は、その種類ごとの置き場に降ろして下さい。

その他留意事項

- ① リ災していない箇所のいわゆる片付けごみは、対象外となります。
- ② 店舗、工場、アパート等単独の事業用建造物の火災ごみは、対象外となりますが、住居を兼ねている場合は、住居部分のみ対象となります。
- ③ 量は 1 日 20 枚まで搬入可能となります。

《搬入等に関するお問い合わせ》

筑西広域市町村圏事務組合 環境センター
結城市役所 生活環境課
筑西市役所 環境課
桜川市役所 生活環境課

☎ 0296-33-3755
☎ 0296-34-0370
☎ 0296-24-2130
☎ 0296-75-3111（代表）